

1. 施策の目的

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算 2,074億円の内数（1,847億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

- （１）**一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- （２）**余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- （３）**幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- （４）**幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする０～２歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- （５）**居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

3. 実施主体等

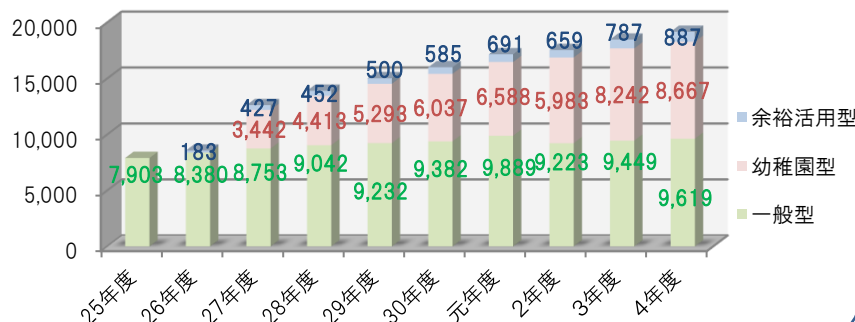
【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

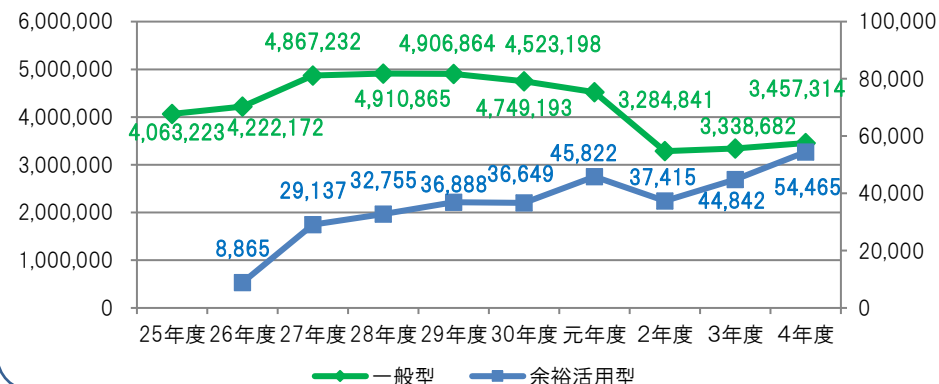
【令和6年度補助基準額】（一般型基本分）：１か所あたり年額 2,833千円～49,077千円

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



一時預かり事業（利用者負担軽減分）

【事業内容】低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する。

【補助基準額】生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

※令和6年度から子ども・子育て支援交付金により措置

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（R6～）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） **※負担割合は国1／3、都道府県1／3、市区町村1／3**

【要件】

※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本
（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。

・ 実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立）

・ 対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども）

※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能

・ 配置職員 認可保育所と同じ $\left(\begin{array}{cc} 0 \text{ 歳児} & 3 : 1 \\ 3 \text{ 歳児} & 15 : 1 \end{array} \right. \begin{array}{cc} 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 6 : 1 \\ 4 \text{ 歳以上児} & 25 : 1 \end{array} \left. \right)$ ※令和6年4月改正
経過措置として当分の間は従前の基準によることも可能
（3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1）

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

・ 職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

＜補助単価額＞ ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600円／年間延べ利用者数－400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円 ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。

・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。